

盛岡広域振興局長告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を廃止する。

平成24年4月27日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

- 1 路線名 455号
- 2 廃止の区間 盛岡市中央通一丁目2番1地先から三ツ割五丁目1番1地先まで
- 3 廃止の期日 平成24年4月27日
- 4 廃止の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成24年4月27日から同年5月27日まで